



第202300220563号  
令和5年12月4日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利  
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間  
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定  
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと  
おり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第1.6条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと  
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当  
漁業調整担当 有田  
電話：0857-26-7339  
ファクシミリ：0857-26-8131

## (公示案)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

## 1 制限措置の内容

## (1) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	3
三重網漁業	日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者	1
	西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者	1

(2) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
潜水器漁業	<p>【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線で囲まれた海域</p>	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	3
	<p>【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の中の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西の海域 点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、東経 134 度 03 分 48 秒 点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、東経 134 度 04 分 11 秒</p>	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	3
	<p>【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の中の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西の海域は除く。 点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、東経 134 度 03 分 48 秒 点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、東経 134 度 04 分 11 秒</p>	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	3

	<p>【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合</p>	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1
	<p>【淀江町地先】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分の線の間の鳥取県沖合</p>	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1
	<p>【米子市地先（淀江町地先を除く。）】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合</p>	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	5

(3) あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	12

(4) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年12月13日から令和6年1月31日まで

3 許可の有効期間

(1) 固定式刺網漁業

1) 一重網漁業

許可日から令和8年3月31日まで

2) 三重網漁業

許可日から令和10年10月31日まで

(2) 潜水器漁業

令和6年4月1日から同年11月30日まで

(3) あわび漁業

令和6年4月1日から同年11月30日まで

(4) なまこ漁業

令和6年4月1日から同年11月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間並びに  
許可の有効期間の短縮について

令和 5 年 1 2 月 6 日  
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならず、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

このたびは、継続の許可の対象となっていない潜水器漁業及び御来屋地先を操業区域とするあわび漁業、なまこ漁業が令和 6 年 3 月 3 1 日に許可の有効期間が満了することに対応するとともに、それ以外の漁業についての新規許可要望に対応するためのもの。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
固定式刺網漁業	一重網漁業 (鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。))	3	新規着業
	三重網漁業 (日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合)	1	〃 (西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者)
	〃 (西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。))	1	〃 (西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者)
潜水器漁業	潜水器漁業 (福部地先)	3	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 3
	〃 (酒津地先)	3	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 3
	〃 (浜村地先)	3	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 3
	〃 (泊地先)	1	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 1
	〃 (淀江町地先)	1	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 1
	〃 (米子市地先)	5	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 5
あわび漁業	あわび漁業 (御来屋地先)	1 2	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 1 7 (継続なし 5)
なまこ漁業	なまこ漁業 (御来屋地先)	2	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R6. 3. 31 現許可: 2

- (2) 申請期間  
令和5年12月13日から令和6年1月31日まで

### 3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
固定式刺網漁業	一重網漁業	許可日から 令和8年3月31日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。
	三重網漁業	許可日から 令和10年10月31日まで	
潜水器漁業	潜水器漁業	令和6年4月1日から 同年11月30日まで	潜水器漁業及び御来屋地先を操業区域とするあわび漁業、なまこ漁業の許可の有効期間については、漁業許可の円滑な管理に資するため、御来屋地先以外を操業区域とするあわび漁業、なまこ漁業の許可の有効期間（令和5年12月1日から令和6年11月30日まで）と満了日が同一になるよう短縮。 （来年度以降は、すべての潜水器漁業、あわび漁業、なまこ漁業で許可の有効期間が同一となる。）
あわび漁業	あわび漁業	令和6年4月1日から 同年11月30日まで	
なまこ漁業	なまこ漁業	令和6年4月1日から 同年11月30日まで	

#### 【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年

(2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年

(3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

【参考】知事許可漁業

■鳥取県漁業調整規則 抜粋

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網(ぬいきり網及びしぼり網を含む。)により行う漁業

(2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網(狩刺網を含む。)により行う漁業

(3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網(第13号に掲げるかつら網を除く。)により行う漁業

(4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業

(5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業

(6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業

(7) かが網漁業 海面においてかが網(きんこばい、こういか又はひらつめがにをとることを目的とするものを除く。)により行う漁業

(8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業

(9) すくい網漁業 中海海域(北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点(境港市西工業団地に設置された干拓記念碑)と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点(島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端)を結んだ直線以南の海面をいう。以下同じ。)及び境水道(北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点を結んだ直線以北、北緯35度33分7.9秒以北の東経133度16分19.6秒の線(境港市境港防波堤東端から正北の線)以西の海面をいう。以下同じ。)において3トン以上の動力漁船を使用してすくい網により行う漁業であって、集魚灯及び動力式漁労装置を使用するもの

(10) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業

(11) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業

(12) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網(推進機関を備えない船舶及び一重網を使用するものを除く。)により行う漁業

(13) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業

(14) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

(15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

(16) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業

(17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業(第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。)

(18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。)

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

継続の許可の対象としていない漁業の有効期間の見直しについて

1 概要

現在、継続の許可の対象としていない漁業については、許可の有効期間の満了のたびに、新規の許可等を行うための事務手続きが必要となっている。

(制限措置、申請期間に係る案作成 → 海区委員会への諮問・答申 → 公示・申請受付 → 審査・許可)

令和2年に改正された鳥取県漁業調整規則の施行までは、許可等取扱方針に基づき、随時、許可していたことから、現在、同一の漁業種類であっても、許可の有効期間が異なる状況となっており、円滑な漁業管理に資するため、これらの漁業の有効期間の見直しを行うこととしたい。

これにより、委員会の年間開催時期を定例化するとともに、現在、随時行っている新規の許可等の対応時期を定めることも可能となる。

2 継続の許可の対象としていない漁業の有効期間の見直し案(現在、許可がなされている漁業のみ)

漁業種類		現在の有効期間	次期許可の有効期間	有効期間
小型いかつり漁業	(県外船)	R5.1.1～R5.12.31	短縮なし(～R6.12.31)	1年
地びき網漁業	(東) (浦富) (賀露) (浜村) (北栄町) (米子市)	R5.2.21～R10.2.20 R5.2.12～R10.2.11 R5.3.2～R10.3.1 R5.5.1～R10.4.30 R5.10.30～R10.10.29 R3.9.1～ <u>R8.8.31</u>	満了日翌日～R13.3.31 ※ 最も有効期間満了日が近い米子市地先の有効期間満了日をベースに統一	5年
小型定置漁業	ふくろ網	R3.1.1～R5.12.31	短縮なし(～R8.12.31)	3年※
	ます網	R5.4.1～R10.3.31	短縮なし(～R15.3.31)	5年
	小型定置(浦富)	R5.1.4～R10.1.3	満了日翌日～R13.3.31	※ 最も有効期間満了日が近い泊地先の有効期間満了日をベースに統一
	(夏泊) (泊) (淀江)	R5.4.1～R10.3.31 R3.4.17～ <u>R8.4.16</u> R4.4.1～R9.3.31		
潜水器漁業		R5.4.1～R6.3.31	満了日翌日～R6.11.30	1年
あわび漁業	(御来屋以外)	R5.12.1～R6.11.30		
なまこ漁業	(御来屋)	R5.4.1～R6.3.31		

※ 中海及び境水道における島根県との2枚許可の対象としている漁業であり、島根県との調整により許可の有効期間を規則の規定の5年から3年に短縮。

3 見直し後の委員会の年間開催予定(毎年、必ずある議題を枠で囲っています)

時期	漁業許可	資源管理	委員会関係
5月上旬	・新規の許可等	・ <u>まさば TAC 配分案</u> 【管理期間】7月～翌年6月	・ヒラメひき縄釣り委員会指示(～R8.5.31:3年間) ・キジハタ委員会指示(～R8.6.30:3年間) ・ <u>全漁調連総会(報告)</u>
10月中旬	・新規の許可等 ・ <u>県外いかつり</u> (毎年1.1～12.31) ・ふくろ網(～R8.12.31) ・ <u>潜水器、あわび、なまこ</u> (毎年12.1～11.30)		・ <u>全漁調連日本海ブロック会議資料(協議)</u> (提出期限:例年10月中旬頃)
12月上旬	・新規の許可等 ・地びき網(～R13.3.31) ・ます網(～R10.3.31) ・小型定置(～R13.3.31)	・ <u>まあじ TAC 配分案</u> ・ <u>かたくちいわし TAC 配分案</u> 【管理期間】1月～12月	・ <u>全漁調連日本海ブロック会議(報告)</u> ・ <u>広域漁業調整委員会(報告)</u>
3月上旬	・新規の許可等	・ <u>くろまぐろ TAC 配分案</u> ・ <u>するめいか TAC 配分案</u> 【管理期間】4月～翌年3月	・ <u>すくい網委員会指示</u> (承認期間 毎年5.1～) ・ <u>広域漁業調整委員会(報告)</u>

(随時予定される議案)

○継続の許可の対象としていない漁業の有効期間満了に伴うもの(委員会 □:定例、■:随時)

- R5.12【今回】 潜水器(4.1～3.31) →12.1～11.30
- R5.12【今回】 あわび漁業、なまこ漁業(御来屋地先のみ 4.1～3.31) →12.1～11.30
- R7.12 上旬 小型定置(泊～R8.4.16) →～R13.3.31(規定の満了日:R13.4.15)
- R8.6 下旬 地びき網(米子市～R8.8.31) →～R13.3.31(規定の満了日:R13.8.31)
- R8.12 上旬 小型定置(淀江～R9.3.31) →～R13.3.31(規定の満了日:R14.3.31)
- R9.12 上旬 小型定置(夏泊～R10.3.31) →～R13.3.31(規定の満了日:R15.3.31)
- 地びき網(東～R10.2.20、浦富～R10.2.11、賀露～R10.3.1) →～R13.3.31  
(規定の満了日:東 R15.2.20、浦富 R15.2.11、賀露 R15.3.1)
- R10.3 上旬 地びき網(浜村～R10.4.30) →～R13.3.31(規定の満了日:R15.4.30)
- R10.8 下旬 地びき網(北栄町～R10.10.29) →R13.3.31(規定の満了日:R15.10.29)

○その他

- ・県資源管理方針の制定、変更(諮問)
- ・知事管理漁獲可能量の設定(諮問)
- ・海区漁場計画の作成漁業権の免許(諮問)
- ・漁業権の免許に係る公聴会の開催
- ・入漁権の設定、変更、消滅の裁定等
- ・県海面漁業調整規則の制定、改廃(諮問)
- ・委員会指示
- ・土地及び土地の定着物の使用権の設定、変更、解除の裁定
- ・許可取扱方針の改正(協議)